

預金者の皆さまへ

普通預金等の取引制限またはご利用停止等に係る期間について

一定の期間お客さまによるご利用のない預金口座等については、不正に入手されたうえ犯罪に利用される事例が見受けられます。

このため、普通預金等の口座につきましては、一定期間、お客さまによるご利用のない場合には、預入れ・払戻し等の預金取引の一部を制限させていただくことがございます。また必要に応じて預金取引を停止し、またはお客さまに通知のうえ預金口座を解約させていただく場合がありますので、お手元に長い間ご使用になっていない通帳・キャッシュカードがございましたらご注意ください。

なお、預金取引の一部を制限された預金口座、または預金取引の全部を停止された預金口座について、かかる制限または停止を解除し、ご利用の継続を希望される場合には、本人確認書類をご持参のうえ窓口へお申出ください。

また、解約させていただいた預金口座に残高があった場合には、所定の手続きによりお支払いいたしますので、窓口へお申出ください。

◇預金取引の一部制限

最終の預入れまたは払戻しから5年間利息決算以外の入出金がない預金口座につきましては、預金取引の一部を制限させていただくことがあります。

この場合、預入れ、払戻し、振込入金、口座引落し等の取引別、または窓口、ATM、インターネットバンキング等のチャネル別に、当行が必要と認めた範囲において、その一部の取引またはチャネルの利用ができなくなります。

◇預金取引の利用停止

最終の預入れまたは払戻しから5年間利息決算以外の入出金がない預金口座につきましては、預金取引の全てを停止させていただくことがあります。

この場合、預入れ・払戻しのほか、振込入金、口座引落し等の預金取引が全てできなくなります。

◇預金口座の解約

最終の預入れまたは払戻しから5年間利息決算以外の入出金がない預金口座につきましては、お客さまに通知のうえ解約させていただくことがあります。

この場合、預入れ・払戻しのほか、振込入金、口座引落し等の預金取引が全てできなくなります。

※上記不稼働期間に関わらず、お客さまの情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認又は資料の提出を求めることがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までにご回答いただけない場合やお客さまの取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規制に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し、振込入金、口座引落し等の預金取引の一部を制限させていただくことがあります。

詳しいことは、窓口へお問い合わせください。

預金保険制度について

預金等の保護の範囲

○決済用預金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす預金で、当座預金、決済用普通預金等が該当します）は全額保護されます。

○それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

預金保険対象商品と保護の範囲は？

商品の分類	保護の範囲
対象預金保険等の 決済用預金 当座預金 決済用普通預金等	利息がつかない等の3要件を満たす預金（※1）は全額保護
決済用預金以外 普通預金 貯蓄預金 定期預金等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます （一部カットされることがあります）
預対象外 外貨預金 譲渡性預金等	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます （一部カットされることがあります）

（※1）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

預金保険制度に加入している金融機関は？

- 銀行（日本国内に本店のあるもの）
- 信用金庫
- 信用組合
- 労働金庫
- 信金中央金庫
- 全国信用協同組合連合会
- 労働金庫連連合会
- 商工組合中央金庫

もっと詳しく知りたい方は？

当行窓口または預金保険機構 TEL 03(3212)6029 にお問い合わせください。

お取引における留意点について

銀行では、預金等のお取引におきまして次の点にご留意いただくようお願いしております。

- お手もとに長い間ご使用になっていない普通預金通帳、または、満期日を過ぎているにもかかわらず長い間そのままになっている定期預金の通帳、証書がございませんか。もし、そうした通帳、証書がございましたら、おついでの際に窓口へご持参ください。普通預金通帳では、ご預金残高が「0」になっていても、お預け入れ期間中のお利息がついている場合もあります。
- 現金、通帳、証書、払戻請求書等をお預かりする場合には、必ず当行所定の「預り証」を発行いたしますので、お受け取りください。ご不審の点がございましたら、お取引店または当行本店「お客さま相談室」(0120-31-7889)までお申出ください。

当行から融資を受けておられるお客さまへ

預金証書がお手元にあるご預金は満期日以降ご自由にお使いいただけます。

ただし、お客さまから担保差入証または拘束することを承諾される旨の書面をいただく等当行が拘束の手続をとった場合、また当行が銀行取引約定書に基づきご融資金との相殺を行う場合等はこの限りではありません。ご不明の点がございましたら下記のご相談窓口にお申し出ください。

ご相談窓口 ■当店 融資窓口

■当行本店 お客さま相談室 〒260-8720 千葉県千葉市中央区千葉港1-2 TEL0120-31-7889

■全国銀行協会相談室 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル19階 全国銀行協会内
TEL0570-017109または03-5252-3772